

学校いじめ防止基本方針

高知県立高知北高等学校昼間部

はじめに

本校は「あったかな学校づくり」を目標に、多様な生徒がお互いを理解し、それぞれの目標に向けて学ぶことのできる環境づくりに努めている。また、教職員が連携・協働し、共通理解をはかるとともに、生徒の小さな変化にも気づく姿勢を大切にしている。生徒たちにとって、教職員の姿勢は重要な教育環境であり、教職員が和と協調を持って温かい教育活動を展開することで、生徒の自己肯定感を高め、いじめを未然に防止する大きな力となると考える。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

現在、「いじめ問題」は学校教育において喫緊の課題となっている。いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。しかしながらどの生徒にも起こり得るものであり、教職員の生徒理解や指導のあり方が問われる問題でもある。そのため、学校長のリーダーシップのもと、教職員全体で組織的な取組を進めるものとする。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（高知県いじめ防止基本方針 第二条より）

第3 いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努める必要がある。いじめにはさまざまな特質があるが、以下は教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ② 「暴力を伴わないいじめ」（嫌がらせやいじわる等）は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③ いじめは、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」（はやしたてたり 面白がったりする存在）、「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与える存在）にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第4 いじめ防止対策委員会

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織がいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は記録し、教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、基本方針の策定や見直し、取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどについて、PDCA サイクルで検証を担う。

① 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- 年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査などを行う場合の母体とする。

② 組織の構成員

構成する教職員は、校長、副校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、教育相談係、SC、SWとする。

その他、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、関係の深い教職員を追加する。

③ 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて外部専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第5 いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

<集団づくり・生徒理解>

- 互いに認め合える人間関係・学校風土を作りだしていく。

- 障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。

<生徒指導>

- いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるように働きかける。

<教職員の資質能力の向上>

- 教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」と受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、生徒のささいな変化に気づく力を高める必要がある。
- 生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- 生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないように気をつける。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直す。

(2) いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、当該組織が責任を持つ。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが重大な事態と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 加害生徒に対しては、生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対応する。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は

財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

- 生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめをみていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

第7 P T Aや地域の関係団体等との連携について

① P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- 保護者と教職員が一緒に研修を行う「子育て支援講演会」等を充実させる。
- 教職員間の連携を密にし、子どもの小さい変化に常に対応できるように子どもの様子について語り合う環境を作っていく。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。
- 校内の相談体制を充実させ、カウンセラー室、保健室との連携を密にする。
- 保護者の会「井戸端談義」の広報活動を活発化し会の充実を図る。

② 地域とともにある学校づくり

- 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の子どもの育み、いじめ問題の解決を進めていくために、年2回開催される「開かれた学校づくり推進委員会」において、学校のいじめ問題の取組について検証する。
- 地域の方と一緒に学ぶ「特別講座」を積極的に活用する。

第8 重大事態への対処

- (1) 「重大事態」が発生した場合は、窓口を一本化して個人的な立場ではなく組織で対応できるように教職員の意識を統一する。
- (2) 学校は「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事案への対処に当たっては、いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③ 調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

本校で定期的にカウンセリングを行っている医療カウンセラー、スクールカウンセラーと連携して対応する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事態関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

定期的に行っているいじめアンケート等のデータも活用し、いじめの実態を調査していく。



◆学校いじめ防止基本方針◆

高知県立高知北高等学校夜間部

●はじめに●

本校は「日本一あったかな学校づくり」を目標に、多様な生徒がお互いを理解し、それぞれの目標に向けて学ぶことのできる環境づくりに努めている。また、教職員が連携・協働し、共通理解をはかるとともに、生徒の小さな変化にも気づく姿勢を大切にしている。生徒たちにとって、教職員の姿勢は重要な教育環境であり、教職員が和と協調を持って温かい教育活動を展開することで、生徒の自己肯定感を高め、いじめを未然に防止する大きな力となると考える。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

現在、「いじめ問題」は学校教育において喫緊の課題となっている。いじめは人権侵害であり、人として決して許されない行為である。しかしながらどの生徒にも起こり得るものであり、教職員の生徒理解や指導のあり方が問われる問題でもある。そのため、学校長のリーダーシップのもと、教職員全体で組織的な取組を進めるものとする。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（高知県いじめ防止基本方針 第二条より）

第3 いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努める必要がある。いじめにはさまざまな特質があるが、以下は教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ①いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ②「暴力を伴わないいじめ」（嫌がらせやいじわる等）は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③いじめは、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」（はやしたてたり面白がったりする存在）、「傍観者」（周辺で暗黙の了解を与える存在）にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第4 いじめ防止対策委員会

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織がいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は記録し、教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、基本方針の策定や見直し、取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどについて、PDCA サイクルで検証を担う。

(1) 組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- 年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・検証・修正
- いじめに関する校内研修の企画・検討
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査などを行う場合の母体とする。

(2) 組織の構成員

構成する教職員は、校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、教育相談係、SC とする。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、外部専門家の助言を得る。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて外部専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。



第5 いじめ防止のための取組

<学校づくり・授業づくり>

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- わかる授業づくりを進める、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。

<集団づくり・生徒理解>

- 互いに認め合える人間関係・学校風土を作りだしていく。
- 障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。

<生徒指導>

- いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。

○生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、そして、自分たちでできることを主体的に考えて、行動できるように働きかける。

<教職員の資質能力の向上>

- 教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。
- すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

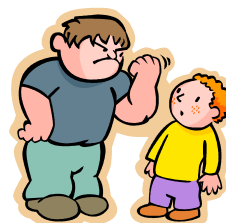
第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。
- 生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から情報を提供してもらえる体制を構築する。
- 生徒が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないように気をつける。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直す。

(2) いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。
- いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、当該組織が責任を持つ。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- いじめが重大な事態と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- 加害生徒に対しては、生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- 生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- いじめをみていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。



第7 PTAや地域の関係団体等との連携について

(1) PTAや地域の関係団体との連携促進

- PTAや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- 保護者と教職員と一緒に研修を行う「子育て支援講演会」等を充実させる。
- 教職員間の連携を密にし、子どもの小さい変化に常に対応できるように子どもの様子について語り合う環境を作っていく。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。
- 校内の相談体制を充実させ、カウンセラー室、保健室との連携を密にする。

(2) 地域とともにある学校づくり

- 「北高夜間部を語る会」で、卒業生や地域の方々との意思疎通を図り、望ましい学校づくりに活かす。

第8 重大事態への対処

(1) 「重大事態」が発生した場合は、窓口を一本化して個人的な立場ではなく組織で対応できるように教職員の意識を統一する。

(2) 学校は「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

①重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

②調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

重大事案への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

③調査を行うための組織について

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

本校で定期的にカウンセリングを行っている医療カウンセラー、学校カウンセラーと連携して対応する。

④事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事態関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

定期的に行っているいじめアンケート等のデータも活用し、いじめの実態をひもといていく。

いじめ防止基本方針

高知県立高知北高等学校通信制

はじめに

本校は「日本一あったかな学校づくり」を目標に、多様な生徒がお互いを理解し、それぞれの目標に向けて学ぶことのできる環境づくりに努めている。そのために、教職員が和と協調の精神を持って、あたたかい教育活動を展開することで、生徒の自己肯定感を高めることにつながると考える。

これらを踏まえ、生徒の尊厳を侵害するいじめに対しても、その防止に努めるとともに、必要な対策を図ることが求められており、以下にいじめ防止のための基本方針を定める。

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止の対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としなければならない。

全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることが必要である。いじめ防止の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、その克服を目指して行われなければならない。

第2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（高知県いじめ防止基本方針 第二条より）

第3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の

構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

第4 いじめ防止対策委員会

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する。いじめに係る疑いがある時には、当該組織がいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は記録し、教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、当該組織は、いじめ防止基本方針の策定や見直し、取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどについて、PDCA サイクルで検証を担う。

(1) 組織の役割

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ② 年間計画の作成・実行・検証・修正
- ③ いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・検証・修正
- ④ いじめに関する校内研修の企画・検討
- ⑤ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ⑥ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- ⑦ いじめの疑いに係る情報がある場合における緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携などの対応
- ⑧ 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査などを行う場合の母体

(2) 組織の構成員

当該組織は、校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、教育相談担当、特別支援教育学校コーディネーターで構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって、関係の深い教職員、スクールカウンセラー、または関係機関の職員を加える。

(3) 組織運営上の留意点

当該組織を実際に機能させるに当たっては、外部専門家の助言を得る。なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて外部専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。

第5 いじめ防止のための取組

(1) 学校づくり・スクーリングの充実

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、スクーリングや特別活動に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

(2) 生徒理解

- ① 互いに認め合える人間関係・学校風土をつくりだしていく。
- ② 障害（発達障害を含む）のある生徒についての理解を深める。
- ③ 生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていける取組を行う。

(3) 生徒指導

- ① いじめている生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている生徒を容認することがないようにする。
- ② 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働きかける。

(4) 教職員の資質能力の向上

- ① 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ② 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示さない。

第6 いじめの早期発見、早期対応等

(1) いじめの発見

- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。
- ② 生徒の変化等に気づいた情報について、確実に共有するとともに、速やかに対応する。
- ③ 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。
- ④ 生徒から教職員に相談がなされた場合、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないように気をつける。
- ⑤ 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を見直す。

(2) いじめの対応

- ① 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通す。
- ② いじめ防止委員会が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ③ いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消まで、いじめ防止委員会が責任を持つ。
- ④ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ⑤ いじめが重大な事態と判断された場合には、県教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ⑥ 加害生徒に対しては、生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ⑦ 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- ⑧ ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。
- ⑨ 生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続ける。
- ⑩ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

第7 保護者や地域の関係団体等との連携

保護者や地域の関係団体と連携し、いじめ防止に関わる取組を推進する。開かれた学校づくりの一環として取り組む「通信のつどい」や、中高連携等の取組においても、いじめ防止の観点からの取組や情報の共有化を図る。

第8 重大事態への対応

重大事態の発生と調査について、学校は、「重大事態」に対処し、また、該当重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、重大事態委員会を設け、適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」をいう。

いじめ防止対策推進法・第二十八条より抜粋

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(3) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資るために行う。重大事案への対処に当たっては、いじめを受けた生徒やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(4) 調査を行うための組織

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、重大事態委員会を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識および経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。本校で定期的にカウンセリングを行っている医療カウンセラー、学校カウンセラーと連携して対応する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事態関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

いじめ対応フロー図

いじめ（疑われるもの、アンケート結果も含む）事象の発生

学級担任及び副担任・部活動顧問等が対応

学級担任だけでなく、生徒指導主事や教育相談係、人権教育主任、学年主任を中心に複数で対応し、必ず記録をとる

管理職への
報告

正確な事実確認と情報共有

被害生徒からの聴き取り	加害生徒からの聴き取り
周囲の生徒等からの情報収集	保護者との連携

いじめ防止対策委員会の招集

本校職員：校長、副校長、教頭、生徒指導主事、人権教育主任、教育相談係

外部有識者：SC、SSW 等

- いじめかどうか、重大事態に該当するかどうか等の判断
- 指導方針・SC、SSWを含む教職員の役割分担の決定

県教委への
報告

必要に応じて
関係機関
への報告

職員会

事象の報告、指導方針・役割分担等についての共通理解

具体的な指導・支援

加害者・保護者への指導

毅然とした態度で対応

伝えること

- ・いじめは決して許されない行為
- ・いじめられた側の心の痛み
- ・自分の行為が重大な結果を招いてしまったこと

確認すること

- ・カウンセリングの必要性
- ・福祉的支援の必要性

留意すること

- ・加害者の心理的背景
- ・加害者が被害者になること
- ・保護者との連携

被害者・保護者への支援

共感的・受容的姿勢で対応

伝えること

- ・学校として必ず守るという姿勢
- ・プライバシーへの十分な配慮

確認すること

- ・身体や金品の被害状況
- ・警察への被害申告の意思
- ・カウンセリングの必要性
- ・その他配慮の必要性

留意すること

- ・再発や潜在化
- ・学習権の保障
- ・保護者との連携

観衆・傍観者への指導・支援

皆で守るという姿勢で対応

伝えること

- ・いじめられた側の痛み
- ・観衆や傍観者も加害者になりうる

確認すること

- ・プライバシーの保護
- ・カウンセリングの必要性

留意すること

- ・観衆や傍観者が被害者にならないようにする。

いじめ行為の背景にある問題を見極め、解決の具体的方策を考えて迅速に対応する